

大空に一番近い場所 大阪北摂霊園

「北摂の小さなお墓」(使用期間限定墓地)

使用期間 30 年+墓じまい付き

使用者募集のご案内

～開園 50 年の実績～ 時代のニーズにお応えして
大阪北摂霊園が“新たな安心”をご提案します。



◆随時、現地案内をさせていただきます。

1 「北摂の小さなお墓」 お申込みからの使用期間終了までの流れ



① お申込み

現地をよくご確認いただき、使用のきまりをご承諾の上、お申し込みください。
先着順で申込みを受付します。
万一、申込みが重複した場合は抽選します。
墓石をセットでお申込みされる場合は、ご契約後に別途石材業者にお申込みいただきます。

② 使用開始

墓所使用料等のお振込み後、使用許可申請のお手続きをお願いします。
大阪北摂霊園使用許可証をお渡しします。
使用期間は使用許可日から 30 年間です。

③ 墓石設置

墓石は自由にお選びいただけます。
石材業者が工事届を提出し、墓石の設置工事を行います。(別途、事務手数料必要)

④ 納骨

納骨の際は埋蔵届が必要です。墓前での納骨式もしていただけます。
「北摂の小さなお墓」に埋蔵できる遺骨の数は 4 体までです。

⑤ 使用期間終了

30 年の使用期間終了により、墓所使用权は消滅します。
埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊園へ移行します。
また、当該墓地の墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属します。

⑥ 合葬式墓地へ遺骨改葬、墓じまい

遺骨を合葬式墓地へ共同埋蔵し、当霊園が永代に管理いたします。
遺骨の改葬手続きや墓じまいは、すべて当霊園が行います。

2 『北摂の小さなお墓』について

大阪北摂霊園が新しいお墓として、使用期間限定墓地『北摂の小さなお墓』を提案いたします。

- 小さい面積のお墓です。墓石セットでお申込みいただけます。
- 使用期間は、使用許可日から30年間です。期間中の追加の費用は必要ありません。
- 申込時に埋蔵予定者を4体まで登録していただけます。
使用者本人を含め生前での登録も可能です。
- 使用者が亡くなられた場合、承継不要で（ご希望により承継は可能です）、使用期間中は埋蔵予定者として登録された遺骨を埋蔵でき、当霊園が管理者となりお墓を存続させます。
- 使用期間終了後は当霊園の合葬式墓地に共同埋蔵し、ご遺骨を管理いたします。

3 申込資格（次のいずれかに該当する方）

- 埋蔵するご遺骨を所持している方
- お墓の祭祀を主宰される方 ※居住地、国籍、宗旨・宗派は問いません。

4 募集のご案内

- 申込み方法 本案内記載の「6 使用上のきまり」をよくご覧になり、大阪北摂霊園墓所使用申込書に記入押印のうえ、お申込みください。（郵送による受付も可能です。）
なお、お申込み書類はお返しできませんのでご了承ください。
※ 電話によるお申込みはできません。
- 募集墓所 別紙「使用者募集のご案内」のとおり
- 墓所使用料 レリーフ型71.5万円～、竿石型99万円～
- 現地案内 随時（事前に、ご連絡いただきますよう、お願いします。）
- 申込受付 午前10時から午後4時まで
窓口又は郵送により受付いたします。
（郵送の場合の宛先は下記「受付窓口」のいずれかをお願いします。）
- 受付窓口 ***大阪北摂霊園管理事務所** ☎072-739-0291～2
〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235

***公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 千里管理部 霊園管理課**
☎06-6871-0577（土、日、祝日は除きます。）
〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地 ティオス北千里1番館3階
（りそな銀行が1階にあるビル）

5 使用許可申請手続きのご案内

- 使用料等の納入 使用料について、「納入通知書（兼）領収証書」にて、必ず納入期限までに郵便局で一括して払込を行ってください。
- 使用許可証の発行 必ず使用許可申請期間内に必要書類を受付窓口にご持参の上、申請手続きをしてください。墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を発行いたします。
なお、指定の期間内に申請がない場合は、ご辞退されたものとして取り扱います。
- 使用許可申請期間
- (1) 受付期間
申し込みを受け付けた日から10日以内
 - (2) 受付時間
午前10時から午後4時まで
 - (3) 受付窓口
*大阪北摂霊園管理事務所 ☎072-739-0291~2
〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235

 - *公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 千里管理部 霊園管理課
☎06-6871-0577（土、日、祝日は除きます。）
〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地 ティオス北千里1番館3階
（りそな銀行が1階にあるビル）
- 必要書類
- (1) 使用許可申請書（裏面：承諾書）
（※申請書には印鑑登録証明書の印鑑を押印願います。）
 - (2) 住民票（本籍地記載のもの） 1通（3か月以内のもの）
 - (3) 印鑑登録証明書 1通（3か月以内のもの）
 - (4) 使用料の払込金受領証
 - (5) 使用申込書（控）
 - (6) 認印

6 使用上のきまり

【大阪北摂霊園使用規程の要旨】

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めておりますので、ご承知ください。

□使用の制限

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外には使用できません。

□埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。
(ペットは埋蔵できません。)

□埋蔵数の制限

埋蔵数は4体までとしています。

『小さなお墓』は小人数用かつ30年後に改葬する前提としている墓地であることから、制限を設けています。埋蔵にあたっては、骨壺等の耐久性のある容器に1体ずつ納骨して下さい。

□使用許可証

墓所の使用を許可したことの証として『大阪北摂霊園使用許可証』を交付いたします。

『大阪北摂霊園使用許可証』は、墓碑の建立、遺骨の埋蔵などの各手続きに必要です。大切に保管してください。

□墓所使用料

使用期間限定墓地の墓所使用料は、以下の料金を含んでいます。

- ・30年分の期間使用料、管理料、遺骨の改葬にかかる合葬式墓地使用料等

管理料は、霊園全体の清掃、園路その他施設の補修維持管理等に要する費用に充てるものです。個々の墓石の維持管理に要する費用ではありません。

□使用許可の取消し

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

□使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 墓所使用許可日から30か年が経過したとき
- (2) 使用期間中に墓所を返還したとき

□祭祀主宰者の移行、墓石所有権の帰属

使用期間の終了をもって墓所使用権は消滅しますが、その時点で当墓地に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行し、墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属します。

また、使用期間中に使用者死亡等により祭祀が主宰できなくなった場合も当該墓地に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行し、墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属しますが、使用期間終了までお墓は存続します。

いずれの場合でも、使用期間終了後に遺骨を合葬式墓地へ改葬し、墓じまいを行います。

□承 継

使用期間中に祭祀主宰者が霊園管理者に移行した場合でも、親族等の希望により承継していただけます。その場合、承継のお手続きが必要です。

□墓所の返還

使用墓所が不要になったときは、現状で返還していただけます。

使用墓所を返還された場合、既納の使用料は還付しません。ただし、墓石未建立で使用許可日から3年以内のときは、使用料の1/2の額を還付します。

□墓石等を設置する場合の設備制限

- (1) 墓石等を設置する場合、設備制限を設けています。
- (2) 墓石等を設置する場合、施工1週間前に必ず管理事務所へ届け出て承認を受けてください。
- (3) 墓石の設置工事の際は工事に関する手数料5,500円が必要となります。

□合葬式墓地の使用について

合葬式墓地へのご遺骨の埋蔵（改葬）は当霊園が行います。

当霊園以外の者は参拝スペースから先の合葬式墓地内とその周辺へは立ち入ることはできません。

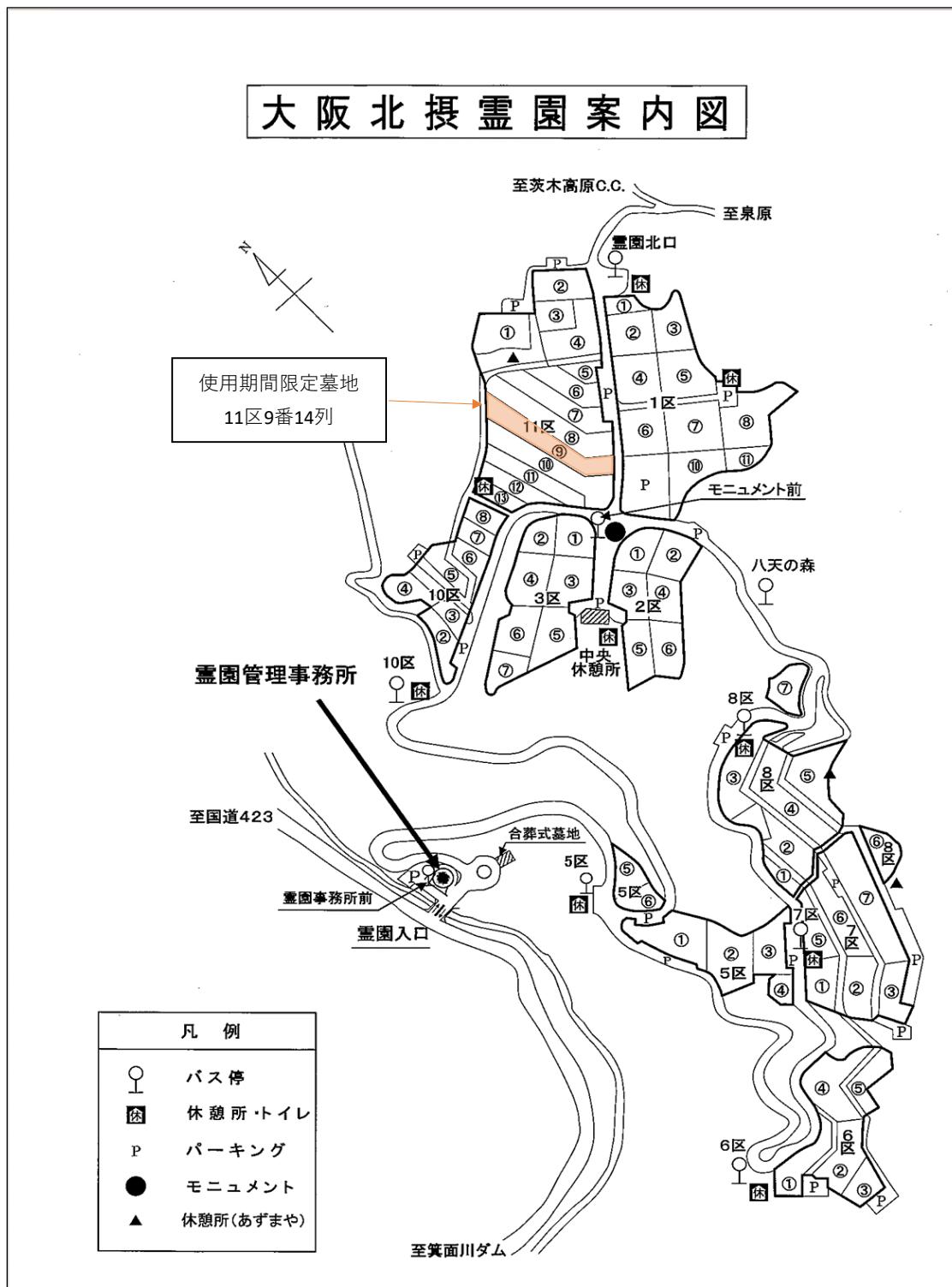
合葬式墓地の合葬室に埋蔵されるご遺骨は共同埋蔵となります。

共同埋蔵後は、ご遺骨及び骨壺等の容器は返還いたしません。



7 大阪北摂霊園の概要

- 名 称 大阪北摂霊園（昭和 48 年 11 月開園）
- 経営主体 公益財団法人大阪府都市整備推進センター
- 所在地 大阪府豊能郡豊能町高山、箕面市大字粟生間谷及び茨木市泉原にまたがる地域
- 規 模 総 面 積 983,497 m²
墓地経営面積 983,497 m²
墓 所 面 積 121,000 m²（計画区画数 約 25,000 区画）
- 主な施設 霊園管理事務所、中央休憩所、その他（各園内バス停留所、休憩所、東屋など）
 - ・年末年始も開園しご自由にお参りしていただけますが、窓口業務（霊園管理事務所を含む。）は休みとなります。
 - ・開園時間は、午前9時から午後5時までです。



「北摂の小さなお墓」 使用者募集のご案内

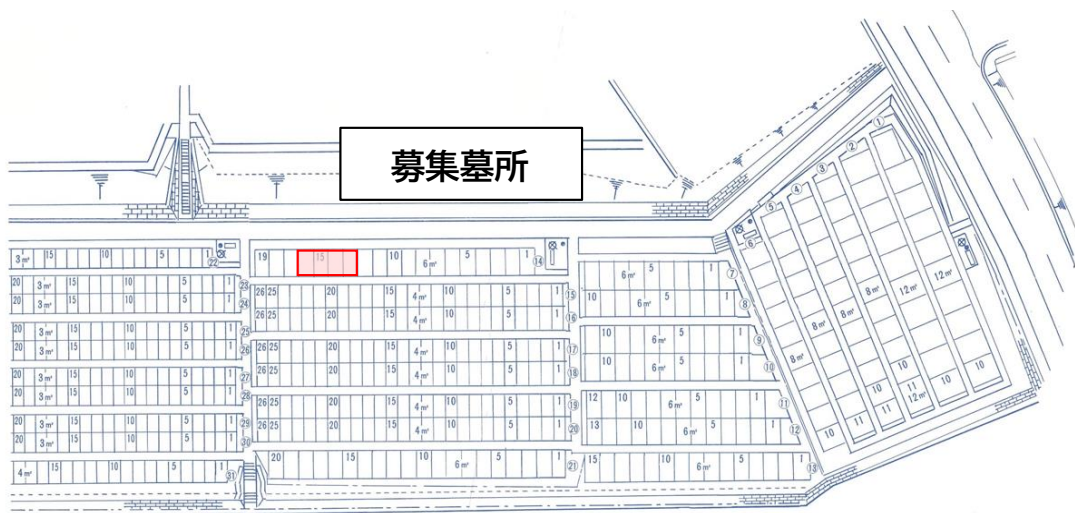
使用期間30年+墓じまい付き

募集墓所一覧 (先着順受付)

11区 9番14列

C15号、A16号、B16号、B17号、
A18号、B18号、A19号、B19号

(全 8 区画)



11区9番14列 「北摂の小さなお墓」

募集墓所

南東 ▶ C19	北西 ◀ C18	南東 ▶ C17	北西 ◀ C16	南東 ■▶ C15	北西 ◀ C14	南東 ▶ C13
南東 ■▶ B19	北西 ◀■ B18	南東 ■▶ B17	北西 ◀■ B16	南東 ▶ B15	北西 ◀ B14	南東 ▶ B13
南東 ■▶ A19	北西 ◀■ A18	南東 ▶ A17	北西 ◀■ A16	南東 ▶ A15	北西 ◀ A14	南東 ▶ A13

□ 墓所使用料 金550,000円（消費税等を含む）

【別途費用】 墓石代金（工事費及び消費税等を含む）

レリーフ型 金165,000円～

総額計 金715,000円～

竿石型 金440,000円～

総額計 金990,000円～

当霊園のパフレット設置石材店が墓碑建立に係る標準価格保証を行っています。

墓石種類の変更やオプション等については、石材店にご相談ください。

開眼法要等の祭祀料は別途となります。

（墓石イメージ）



レリーフ型 71.5万円



竿石型 99万円

(料金内訳) 使用料に 含まれる料金	墓所使用料	55万円 (消費税等含む)	+	(レリーフ型)
	管理料			墓石代金（消費税等含む）
	+			16.5万円～
	合葬式墓地使用料等			(墓石のお申込みは、当選後に別途石材業者へお願いします。)

詳細は、「大阪北摂霊園 北摂の小さなお墓 ご使用の手引き」をご覧ください。